



# 島根県報

令和6年4月12日（金）

第506号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業 廃止の届出	（高齢者福祉課）	2
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務 の委託の解除	（子ども・子育て支援課）	2
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務 の委託	（ 〃 ）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	3
令和5年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（畜産課）	3
土地改良区の役員の退任の届出	（農村整備課）	3
県営土地改良事業計画の決定（6件）	（ 〃 ）	3
県営土地改良事業計画の変更	（ 〃 ）	5
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水産課）	6
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	6
廃川敷地等の発生（2件）	（河川課）	6
島根県収入証紙の売りさばきの廃止	（審査指導課）	7

### 【公 告】

狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	（農山漁村振興課）	7
基本測量の実施	（技術管理課）	9
公共測量の実施	（ 〃 ）	10
公共測量の終了（4件）	（ 〃 ）	10

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院設備運転管理業務委託に係る随意契約の相手方等	（病院局）	11
--------------------------------	-------	----

**告 示****島根県告示第261号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 海士町 社会福祉協議会	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与	社会福祉法人 海士町社 会福祉協議会	隠岐郡海士町大字海 士3969番地1	令和6年4月1日

**島根県告示第262号**

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 委託した者の住所及び名称  
東京都千代田区麴町1-6-2  
社会福祉法人日本保育協会
- 委託した支払金等の種類及び事務の内容  
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務
- 委託の解除年月日  
令和6年3月31日

**島根県告示第263号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同条第2項並びに島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項及び第56条の2第1項の規定により告示する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地  
社会福祉法人日本保育協会  
東京都千代田区麴町1-6-2
- 委託した支払金等の種類及び事務の内容  
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務
- 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和6年4月1日

## 4 委託の開始年月日

令和6年4月1日

## 島根県告示第264号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
高瀬 健太郎	腎臓科	島根県立中央病院	出雲市姫原4丁目1-1	令和6年3月29日

## 島根県告示第265号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による令和5年度地方の臨時種畜検査を実施し、種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11675010288	紀多美（全和黑原6624）	肉用牛 黒毛和種	1級
11398344417	富来実（全和黑原6623）	肉用牛 黒毛和種	1級

## 島根県告示第266号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

## 頓原土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事

長島 賢二 飯石郡飯南町佐見462番地

## 島根県告示第267号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請

求をすることができる。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
山崎池地区用排水施設事業（県営農村地域 防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急 整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

#### 島根県告示第268号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
久代地区用排水施設事業（県営水利施設等 保全高度化事業（畑地帯総合整備事業（畑 地帯総合整備中山間地域型）））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所

#### 島根県告示第269号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
長迫堤地区用排水施設事業（県営農村地域 防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急 整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所

#### 島根県告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
横田安富地区用排水施設事業（県営水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

**島根県告示第271号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
宮ヶ谷堤地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

**島根県告示第272号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
久手地区用排水施設事業（県営水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

**島根県告示第273号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
吉田地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

## 島根県告示第274号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和2年島根県告示第234号による保険に付すべき義務は、令和6年4月2日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

湖陵町加入区

## 島根県告示第275号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	令和4年度～5年度	4枚	1冊	大海崎②	令和6年4月1日
浜田市	令和3年度～5年度	14枚	1冊	長沢町1	令和6年4月1日
浜田市	令和3年度～5年度	13枚	1冊	原井町2	令和6年4月1日
浜田市	令和3年度～5年度	26枚	1冊	門田2	令和6年4月1日
浜田市	令和3年度～5年度	17枚	1冊	日脚町1	令和6年4月1日

## 島根県告示第276号

河川区域の見直しにより廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県松江県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 河川の名称  
一級河川斐伊川水系忌部川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
令和6年4月12日
- 3 廃川敷地等の位置  
松江市乃木福富町字川原762番
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 71.40平方メートル

## 島根県告示第277号

河川区域の見直しにより廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県益田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 河川の名称  
二級河川三隅川水系丸茂川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
令和6年4月12日
- 3 廃川敷地等の位置  
益田市美都町丸茂3509番14
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 805.00平方メートル

## 島根県告示第278号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の廃止届の提出があり、指定の取消しをしたので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第3項の規定により告示する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

取消年月日	指定番号	売りさばき人の住所及び氏名	売 り さ ば き 場 所
令和6年3月29日	946	雲南市木次町里方1045-8 雲南建設業協同組合 代表理事 若槻 雅人	雲南市木次町里方1045-8

## 公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公告する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 適性検査及び受講の対象者  
島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

- 2 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

- 3 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化関連法令に関する事項	3時間以上
鳥獣の保護及び管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

## 4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
6月3日(月)	午前9時～	鹿足郡吉賀町柿木500番地1 吉賀町ふれあい会館	吉賀町
6月3日(月)	午後1時30分～	鹿足郡津和野町後田口66 津和野町コミュニティセンター	津和野町
6月4日(火)	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市
6月5日(水)	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
6月18日(火)	午前9時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(大東町、加茂町、木次町)
6月18日(火)	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(三刀屋町、吉田町、掛合町)
6月19日(水)	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市、津和野町、吉賀町
6月19日(水)	午前9時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	奥出雲町
6月19日(水)	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	飯南町
6月24日(月)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市
6月24日(月)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	川本町、美郷町
6月25日(火)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	邑南町
6月26日(水)	午前9時～	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市
6月26日(水)	午前9時～	益田市美都町都茂1803 益田市美都総合支所	益田市
7月4日(木)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市(銃猟免許所持者)
7月5日(金)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	安来市
7月17日(水)	午前9時30分～	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町



7月24日（水）	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市（旧江津市）、浜田市（弥栄町）
7月24日（水）	午後1時30分～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市（桜江町）、浜田市（旧浜田市）
7月25日（木）	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市（旧浜田市、旭町）
7月25日（木）	午後1時30分～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市（金城町、三隅町）
8月22日（木）	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

## 5 狩猟免許更新申請方法等

## (1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

## (2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。）

## (3) 狩猟免許更新申請書の提出先及び提出期限

## ア 申請書の提出先

ウに掲げる窓口のうち、住所地を管轄する窓口提出すること。

## イ 申請書の提出期限

ウの窓口へ備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書きし、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

## ウ 申請書の配布・提出窓口

- ・ 東部農林水産振興センター林業振興課
- ・ 東部農林水産振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・ 東部農林水産振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林水産振興センター林業振興課
- ・ 西部農林水産振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林水産振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・ 隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
基本測量（オルソ作成）
- 2 作業期間  
令和6年5月27日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域  
大田市

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和6年4月10日から同年7月29日まで
- 3 作業地域  
益田市虫追町地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年12月15日に終了した旨国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（UAVレーザ測量）
- 2 作業期間  
令和5年8月8日から同年12月15日まで
- 3 作業地域  
松江市朝酌町

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年2月20日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

令和5年11月30日から令和6年2月20日まで

## 3 作業地域

出雲市斐川町黒目地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年3月21日に終了した旨安来市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 作業種類

公共測量（都市計画図数値地形図データ作成）

## 2 作業期間

令和5年8月1日から令和6年3月21日まで

## 3 作業地域

安来市広瀬町地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年3月22日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量、地形測量、路線測量）

## 2 作業期間

令和5年8月22日から令和6年3月22日まで

## 3 作業地域

飯石郡飯南町上来島地内ほか

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年4月12日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

## 1 件名及び数量

島根県立中央病院設備運転管理業務委託 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

---

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年3月21日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

北陽ビル管理株式会社 代表取締役 幡 宏明 島根県松江市片原町62番地1

5 随意契約に係る契約金額

930,204,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。